

# やえやま

 第48号  
令和3年(2021年)8月  
発行/公益社団法人 八重山法人会  
〒907-0013 沖縄県石垣市浜崎町1-1-4  
石垣市商工会館1階  
TEL・FAX(0980)82-0420  
URL <http://hojinkei.zenkokuhojinkai.or.jp/yaeyama/>  
E-mail : yaeho@juno.ocn.ne.jp



## 会員企業紹介

**株式会社 前木組** 石垣市新川2416-6 電話:0980-82-3109

弊社は昭和46年創業から今年50周年の節目を迎えました。

沖縄の美しい自然と共に存できる住まいづくりを目指し、環境への配慮を意識した建設を行って参りました。

お客様が健康、快適、そして幸せに暮らせる住まいを提供することは、工務店にとって最大の使命です。「住んで健康になる幸せの住まいづくり」を経営理念に、いつまでも地域の家守りとして、信頼される会社であり続けたいと思います。

この大きな節目に当たり、公共工事・民間工事を通して、気持ちも新たに社員一丸となり、地域社会貢献に邁進して参ります。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

～法人会では、会員企業を紹介し、企業のPRを図ります～



## 署長就任あいさつ

石垣税務署

署長 上原 学

この度の人事異動で、石垣税務署長を拝命いたしました上原でございます。

公益社団法人八重山法人会の宮城会長をはじめ会員の皆さま方には、日頃から税務行政に対して、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

初めての石垣での勤務ですので、少し自己紹介をしたいと思います。

出身地は、石垣島で地元の出身です。大学進学のために石垣を離れ、卒業後、沖縄国税事務所に就職、4年後に東京へ転勤して15年間勤務し、平成19年に沖縄に戻ってきました。東京では、税務以外の仕事もいろいろと経験させて頂きました。

沖縄に戻った後、再度、東京へ転勤し足立区の西新井税務署で勤務しました。

西新井法人会は、組織率が全国でもトップクラスの活動が活発な会で、税務署と法人会の役員や事務局の方々との意見交換も盛んに行っていましたので、その経験を活かし、八重山法人会の皆さまとも率直な意見交換を行い、少しでも会の活動に貢献したいと考えております。

さて、八重山法人会は、昭和56年11月の設立以来、健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体として、地域に密着した社会貢献活動等を通じて会員企業及び社会の健全発展に大きく寄与しておられるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の周知や利用促進、こども税金教室への講師派遣や税に関する絵はがきコンクールなど、税知識の普及や納税道義の高揚にも積極的に取り組まれております。

近年、社会経済活動が目まぐるしく変動するなか、我々、税務行政に携わる者といたしましては、このような皆さまの活動を大変心強く感じており、宮城会長をはじめ役員並びに会員の皆さまのご尽力に対して改めて敬意を表する次第です。

また、八重山地域は、観光業を牽引役に、目覚ましい発展を遂げておりましたところ、この度の新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、地域の経済も厳しい状況となっております。

現状では、まだ収束は見通せない状況ではありますが、八重山地域ではワクチン接種が比較的早く進んでいるとの情報もあり、この厳しい状況を必ず克服して、地域の経済が復活することを信じております。

当署においても、窓口での検温や手指消毒などの基本的感染対策を徹底しておりますが、一番有効な感染症対策は、人との接触を避けることと言われております。

そこで、国税庁では、納税者の皆さまが来署しなくても、簡単に申告・納税ができるようにe-Taxの利便性を高め、ダイレクト納付やクレジット納付などのキャッシュレス納付手続も導入しています。また、税務に関する情報を、いつでも、だれでも、どこからでも入手できるように国税庁HPも使いやすくなっていますので、会員の皆さまには、是非、ご活用をお願いします。

貴会が、コロナ禍においても、感染防止策を徹底したうえで、これまで行ってきた様々な地域貢献活動を引き続き実施されることは、地域のみならず、社会全体にも大きく寄与していくものと考えております。

また、税務行政を円滑に実施していくうえで、貴会のお力添えは非常に重要であると認識しており、今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人八重山法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄並びに会員皆さま方のご健勝を心から祈念申し上げ、私の就任の挨拶とさせていただきます。

事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として  
**「適格請求書等保存方式」**  
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する  
事業者となるには  
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】  
登録申請は、e-Taxをご利用いただくと  
手続がスムーズです。

※インボイスとは、登録画号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに該するものをいいます。

国税庁  
インボイス制度について  
専用ダイヤル  
【フリーダイヤル】0120-205-553  
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)  
詳しくお知りになりたい方は  
国税庁ホームページ  
(https://www.nta.go.jp)の  
「インボイス制度特設サイト」  
をご覧ください。  
QRコード

## 現金監査 ～実践税務調査～

税理士 牧野 義博

税務調査の方法にはいろいろな切り口がありますが、昔から「人」、「物」、「金」のいずれかを端緒として深度ある調査を行えば、自ずと結果が出ると言われてきました。今回の「現金監査」はまさに「金」の領域です。

現金商売の会社の調査では、事業の実体を把握するために無予告による現況調査が行われることが多々ありますが、その時、必ずと言って良いほど「現金監査」も実施されます。具体的には、調査日当日の現金残高と金銭出納帳の帳簿残高との照合を行い、『調査前日の金銭出納帳の帳簿残高』—『調査日当日の現金で支払われた仕入や経費等分』+『調査日当日の現金売上高』の検算を行います。調査日当日の現金残高と一致しますよね。一致しない？ それはおかしいですね！ 調査官は、現金残高が少なかったら売上を抜いた後だと思うし、逆に現金残高が多かったら売上げを抜く前の状態と想定するでしょう。いずれにしても差額の説明をしっかり行わなければなりません。

よく苦しまぎれに「代表者への時貸しのお金を探してもらったので現金が多い」とか、逆に「時貸しをしたのを忘れていたので現金が少ない」と開き直る人がいますが、まさに墓穴を掘っている説明となっていますよ。もしそうであるならば、会社と代表者間の金銭のやり取りが恒常的にあるということになりますので、代表者個人の預金通帳やカバンの中身までチェックされることになるでしょう。

現金の残高が一致しない場合には、その日の売上げは夜間金庫に預けるのか、あるいは店の責任者がいったん閉店後に持ち帰り翌日整理をするのか、代表者宅に当日届けさせるのか等、現金の管理をどのように行っているかの説明を求められます。もし、代表者宅であるならば、すぐに同行をお願いし、現物確認の調査を受けることになります。現金にルーズな会社は疑われても仕方ありませんね。

飲食店や小売店の経営者は、従業員の不正行為の防止も兼ねて、レジ等現金を扱う担当者を時間でシフトするなど内部牽制には気を配っているはずで、親族に最終的な現金管理を任せているケースも多いでしょう。国税当局では、調査対象法人の株主構成や代表者の親族関係者等を事前に把握していますので、現金監査で現金が合わないと確信犯と見るでしょうね。日頃の現金の管理状況、例えば集金がある場合には、どの帳簿書類等に基づいているのか、集まった現金は誰がチェックして最終的に誰に渡しているのか等について、担当者は掘り下ろし聞かれますよ。調査官は意味も無く聞いているのではなく、説明に出てくる帳簿書類や手控え等を確認し、その全貌を把握するための端緒を探しているのです。

「最近のものしか残っていません」、「古いものは捨てました」と答える経営者もいますが、相手先に反面調査をすれば分かる話です。どんなに面倒でも、結果が大変なことになるのが目に見えているのですから、日頃から帳簿残高と現金の確認は必ず行うようにしましょう。

## 八重山事務所県税課からのお知らせ

### ～法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の期限内申告・納付について～

法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税は、各事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告・納付を行っていただくことになっております。

会員の皆様には今後とも期限内申告・納付に御協力を頂きますようお願いいたします。

沖縄県ではeLTAX(エルタックス)を利用したインターネットによる  
法人県民税、法人事業税、地方法人特別税の電子申告受付を行ってお  
ります。



#### ☆☆☆ 沖縄県でご利用いただける手続き ☆☆☆

##### 1.電子申告♪

予定申告、中間申告、確定申告、修正申告、均等割申告、清算確定申告など

##### 2.電子申請・届出♪

標準様式：法人設立・設置届出、異動届出、延長申請・届出

沖縄県様式：事業開始等届出、更正の請求、事業税課税免除申請、  
県民税課税免除申請

##### 3.電子納税(地方税共通納税システム)♪

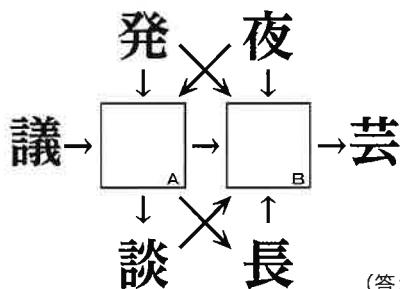
法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業税

詳しくはeLTAXホームページ(<http://eltax.jp/>)をご覧ください。

県税に関するお問合せ、納付についてのご相談は八重山事務所県税課(82-3045)まで  
ご連絡ください。 沖縄県ホームページ( <http://www.pref.okinawa.jp> )

### パズル・熟語づくり

※矢印の方向に2文字の熟語が出来るように、  
A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。



(答えは11ページにあります)

<例題>

寸  
技 →  → 人  
被

矢印の方向に2文字の熟語が  
出来るように、□にあてはまる  
漢字を書きましょう。

【答え】法

【作者】株式会社ニコリ

### 総合建設業

地域経済に貢献する若い力



株式会社 沖縄土木

代表取締役 当山 喜一郎  
専務取締役 玉城 征彦

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣 1845-36  
TEL(0980) 82-0252 FAX(0980) 83-6779

### 確かな技術で地域・社会に貢献

総合建設業（電気・管・土木・建築・オール電化）  
一般社団法人 沖縄県電気管工事業協会 会員

株式会社 紫電舎

代表取締役 新城 永一郎

〒907-0002 事務所：沖縄県石垣市字真栄里375-8番地  
☎(0980) 82-4811・FAX(0980) 83-1409

## 石垣市税務課からのお知らせ

### 住民税の特別徴収に関する手続きについて

～従業員の異動等がある場合の手続きはお早めに～

#### 1. 特別徴収をやめる場合

事業主の方は、従業員が退職・転勤・無給休職・死亡等により住民税の特別徴収ができなくなつた場合は、『給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書』を石垣市税務課へ提出してください。

提出期限は、住民税の特別徴収ができなくなった事実が発生した月の翌月 10 日までとなつております。異動届出書の提出がない場合は、特別徴収が継続したままとなり督促状等が送付される場合がありますので必ず提出してください。

#### 2. 特別徴収を開始する場合

事業主の方は、従業員の入社や復職等により、住民税を特別徴収へ切替える場合は、速やかに『特別徴収への切替申請書』を石垣市税務課へ提出してください。

特別徴収税額の決定・変更通知書は毎月 20 日（土日祝祭日の場合は前営業日）に送付しています。特別徴収の開始月については通知の送付日と、事業所での給与処理日を考慮した上で記入してください。

【問合せ先】 石垣市税務課 市民税係 TEL：0980-87-9025

雑学・雑談の庭

#### 健康のための ジョギング？



かつて、ある漫才師が「健康のために命も惜しくない」と言つたときは笑つた。40年以上も前のことだ。炎天下でジョギングしている人を見るときのセリフを思い出す。

ジョギングは本当に健康にいいのか？

運動嫌いな筆者は不謹慎ながら、以前、アメリカのジョギング提唱者がその最中に亡くなつたというニュースを聞いて、大きくなづいた覚えがある。

最近、スポーツと健康の関連性を調査研究した記事を新聞で読んだ。それによると「ジョギングやランニングは、長寿に関して有益ではない」と言つている。やつぱりネ。

それでは、どのスポーツが健康に最も効果的だつたのか。調査によると「バドミントン・テニス・スカッシュ」だという。まったく運動しなかつた人と比べると死亡率は47%も低い。さつそくラケットを購入…という前に考えてもらいたい。そもそも、テニスやスカッシュなどという「ハイソ」なスポーツをする人たちの多くは、普段からタバコは吸わない、暴飲暴食はもつてのほか、などなど、健康志向が強い方々なのだ。命も健康も大事。毎日の行いが決め手になるようですね。

(フリーランスライター 藤木順平)

#### 法人会ホームページを ご活用下さい！



法人会では、研修会の開催案内や税に関する情報、また新型コロナウイルスに関する対策リンク集など、HPに掲載しています。「八重山法人会」で検索していただくか、URL「<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yaeyama/>」をアドレス欄に入力して下さい。

#### 会員募集中

年会費  
(資本金区分)

正会員	500万円未満(出資金なき法人含む) .....	10,000円
	500万円以上(500万円含む)~3,000万円未満 .....	15,000円
	3,000万円以上(3,000万円含む) .....	20,000円
農業生産法人 .....	6,000円	
賛助会員(支店・営業所等・個人) .....	6,000円	

(公社)八重山法人会会員動向

●会員数 ..... 253社  
(賛助会員含む)

TEL・FAX 0980-82-0420

沖縄県石垣市浜崎町1-1-4 石垣市商工会館1階

◆会員の皆様へ◆…社名・代表者・資本金・住所等変更がありましたら、お早めに事務局にご連絡下さい。

沖縄を語ろう!

トップインタビュー



—コロナ禍に伴うストレスに関してお話をうかがう前に、ひとつ、質問を…。佐藤さんが専門となさっている労働者メンタルヘルス、あるいは産業精神保健という分野は、沖縄では、あまりなじみがないような気がします。沖縄では、はどうな状況ですか？

**佐藤** 沖縄における、労働者メンタルヘルスは、メンタルヘルス不調の社員が出たらカウンセリングが提供されるのだろう、というイメージに留まっていますが、もしれません。そのような社員を出さないための対応を職場がどのようにしたらよいか、という産業精神保健についての認識がまだ十分浸透していないように思います。メンタルヘルスは個人の問題だという昔の考え方

をまだ拭えず、上司が自分のミッショングとして、あるいは事業主が自分の責任として、従業員のメンタルヘルスにきちんと取り組もうということころまで至つていなっています。日本では、2000年ころからEAP（エンプロイ・アシスタンス・プログラム）企業が従業員をサポートするためのプログランム）が普及し始め、現在メンタルヘルス対策に取り組む多くの企業が導入しています。企業の人事担当者は、労働者メンタルヘルスを専門とする専門医や産業看護職、心理職などにより、多様な提案を受け、メンタルヘルス体制構築や、健康な職場づくりに生かしています。労働者のメンタルヘルスは、個人の問題だけでなく、生産性の低下や職場全体の士気にも関わります

—さて、コロナ禍に伴うストレスが国民を襲っている觀があります。3月8日の参議院予算委員会の質疑で、減少傾向にあつた自殺者の年間総数が、新型コロナウイルスの流行期間に増加へ転じ、とくに女性と若年層の増加が

### こころの均衡を崩すコロナ

—さて、コロナ禍に伴うストレスが国民を襲っている觀があります。3月8日の参議院予算委員会の質疑で、減少傾向にあつた自殺者の年間総数が、新型コロナウイルスの流行期間に増加へ転じ、とくに女性と若年層の増加が

今回の「沖縄を語ろう」は、沖縄産業保健総合支援センター相談員の佐藤恵美さん（精神保健福祉士・公認心理師）に、コロナ禍に伴うストレスの対策について質問しました。佐藤さんは、職場のメンタルヘルスが専門で、長年、実効性のある労働者のカウンセリングや健康な職場づくりを実践してきました。北里大学大学院医療系研究科産業精神保健学を修了し、東京都内の医療法人社団弘富会神田東クリニック副院長等を経て、昨年「沖縄メンタルサポート&コンサル」を設立。働く人のメンタルヘルスをテーマにした講演等も行っています。著作に『判断するのが怖いあなたへ』『もし部下が発達障害だったら』『ストレスマネジメント入門』などがあります。沖縄でも適正な労働者メンタルヘルスを普及させたいと意欲を語っています。

(敬称略)

# コロナストレス対策 生活の基本から見直そう

～佐藤恵美さんに聞く（精神保健福祉士・公認心理師）

立つというデータが取り上げられました。どう受け止めますか？

**佐藤** 平時であれば、ストレスが溜まついていても、友人と愚痴を言い合つて発散したり、習い事で気分転換を図つたり、好きなアーティストのイベントに行くなどしてなんとか保てていたところの均衡が、コロナ禍によつて崩されてしまつた面があるのではないかと思います。人の生活は、何かしら悩みやストレスを抱えながら営んでいるのです。しかし、それでも、少しだけ肩の荷を下ろしたり、ガスを抜くことができる機会があるので、ここに接觸や楽しみの機会があることで、こちらの均衡を保つているのだと思います。しかし、コロナ禍により、人との接觸や楽しみの機会が制限され、気持ちが鬱積し、さらに孤独感が増大し、ひいては「何もかもつまらない」「存在価値がない」「疲れ切つてしまつた」というような心身の状況に陥つてしまふ危険があると言えます。とくに女性の増加が目立つ傾向については、先に挙げたような孤独感の増大に加えて、非正規雇用などの場合に職を失い、労働が制限されて経済的打撃を受けやすいこと、在宅勤務や子供のオンライン登校などで家族関係が閉塞的になる一方で、家事や育児の負担が増大すること、家族間の力関係がDV問題などに発展して被害を受けてしまうこと、若年層の増加傾向については、勉強・部活・進路・受験などでもともと抱えているストレスに対し、ストレス発散の機会が持ちにくく、また、相談するにも困っていることも影響していく、問題を一人で抱えやすいと言えます。発散する手段が無くなつたために、また、子供は自分の悩みを同定し、言葉にして相

談するということが、まだなかなか上手くできません。思春期だと、思春期特有の不安定さも相まって問題が深刻になることもあります。

—コロナ禍によるストレスには、どのようなものがありますか。個人的には、仕事の打ち上げもできない閉塞的な気分を発散させてなくて、家庭内の飲酒量がだいぶ増えました。

**佐藤** ストレス反応には、心理的な反応（不安・抑うつ・イライラ・孤独感・怒り・恐怖・無気力・悲観等）、行動面の反応（引きこもり・拒食や過食・飲酒の増加・喫煙の増加・他者攻撃・ギャンブル等）、身体面の反応（不眠・頭痛・めまい・食欲低下・動悸・胃痛・下痢・便秘・肩こり・腰痛・節々の痛み・易疲労感等）があります。それらが高じると、うつ病・不安障害・アルコールや薬物の依存症・睡眠障害・胃腸障害などの疾病、あるいはDV、ハラスメント、ふだんだつたら起こらない職場等での対人トラブル、職場帰属意識の希薄化（モチベーションの低下）などにつながつてしまふ場合があります。

## 自分の気持ちや状態に気づく ——コロナ禍に伴うストレスへの対応について、アドバイスを。

**佐藤** まず大事なことは、「しっかりと睡眠をすることや食事をすること」などの「基本的な生活を崩さないことです。在宅勤務をしている場合であつても、出勤と同じ一定の時間に起床することも大切です。在宅勤務や自粛生活などで閉じこもりがちでも、時間感

覚を失わないように、日常のルーティンをきちんととこなすことの大切です。どうしても仕事のオンオフがつけにくになりますが、少なくとも「今日はこれからオフにしよう」という一日の最後のオフタイムを意識してください。そして、次に大事なことは、「自分の状態に気が付いている」ことです。人は、自分の感情は自分が一番理解していると思うがちですが、実はそうでもあります。しつかり自覚しないまま不安や怒りを感じていると、無自覚にイラэрしたり、悲観的になつてしまい、負のスパイラルに入つてしまします。

不安や怒りや恐怖などの気持ちがあることに、しつかりと自分自身が気が付いていること、がとても大事です。自分が気が付いていると、その気持ちを誰かに話したり相談したりすることも可能です。また、コロナストレスは、感染をめぐる問題そのものがストレスとは限りません。私たちはみな、普段から多かれ少なかれ何らかの悩みや問題を抱えながらもバランスを取りながら生きていますが、コロナによってそのバランスのとり方の手段がうまく使えずに、ストレスが増大することがあります。ですから、悩みの本質は、もしかしたらコロナにとどまらず、もつと深いところにある可能性もあります。しかし、逆に言えば、抱えてきた悩みや問題について改めて直面化し、取り組んでみるチャンスにもなるとも言えます。

コロナによつてオンラインが急速に普及したので、悩みの相談もオンラインで可能になつてきています。こうした機会を利用して、自分の棚卸をすることは、とても有益な時間だと思います。

**職場復帰する社員への対応**  
——法人会の会員企業関係者から、こんな質問があります。「コロナを完治して職場に戻つてきた社員について、メンタルヘルスの面から社員および上司が留意すべき事項は？」

**佐藤**

うつ病で休職して復帰する場合もそうですが、職場は、ふつうに迎えてあげることが大事です。腫れ物に触るような特別視やタブー視をしないよう心掛けてほしいと思います。一方で、職場として本人の状態や意向を把握し、必要に応じた対応をする体制が重要です。上司は、本人から、コンセンサスを得たうえで、一、二週間に一度定期的に、周囲が気にならない場所で、「体調はどうですか?」「復帰後に業務上で困つていることはないですか?」何か体調面からの要望がありますかなど尋ねる面談の時間をつくり、本人が本音を言いやすい機会をつくることも必要だと思います。本人の体調に応じた職場としての適切な配慮が可能なになりますし、社員も自分を尊重しててくれているという安心や信頼感を持つることにもなる



# 令和4年度 税制改正に関するアンケート

簡易版

アンケート期間：令和3年3月10日～5月14日

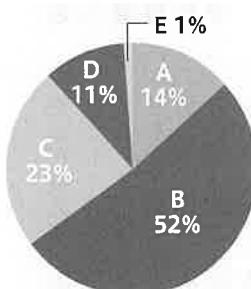
【全国】回答総数：4,346件 【沖縄県連】回答総数：422件

## Q.1 新型コロナウイルスの影響

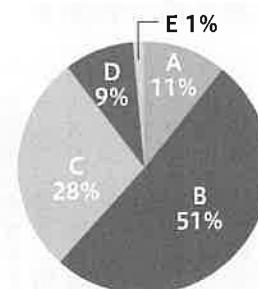
新型コロナウイルス感染者は昨年11月以来増加し、本年1月には11都府県で緊急事態宣言が出されるなど、収束時期の見通しは立っておりません。令和3年3月時点では、あなたの会社の経営状況に新型コロナウイルスによるマイナス影響が生じているかお聞かせください。

- A 影響は出たが、今はない
- B 影響が継続している
- C 現時点ではないが、今後影響が出る可能性がある
- D 影響はない
- E その他

【全 国】



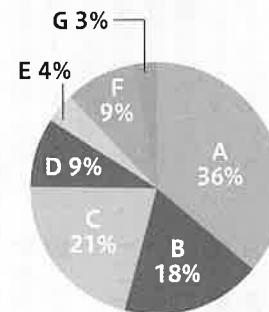
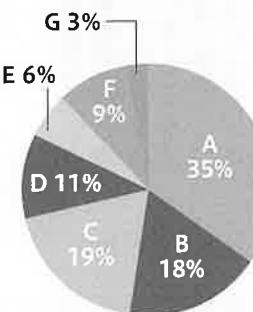
【沖縄県連】



## Q.2 中小企業向け税制

令和4年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より2つ以内で選んで下さい。

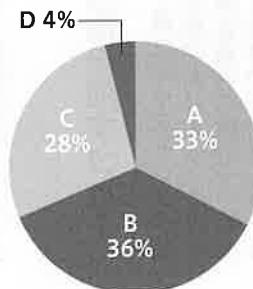
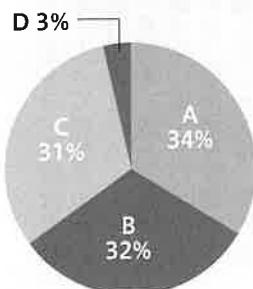
- A 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
- B 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- C 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- D 役員給与の損金算入の拡充
- E 交際費課税の損金算入枠の拡大
- F 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- G その他



## Q.3 消費税／軽減税率制度

消費税率10%の引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率制度が導入され、1年半が経過しました。軽減税率制度についてどう考えますか。

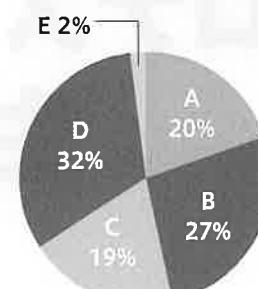
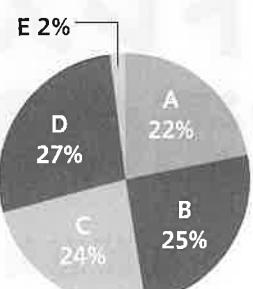
- A 事務負担などの問題が大きいので単一税率に戻すべき
- B 少少の事務負担はあるが、やむを得ない
- C 特に問題ない
- D その他



## Q.4 消費税／適格請求書等保存方式

令和5年10月1日以降は、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者(課税売上高1,000万円以下)からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

- A 適正な仕入税額控除を計算できるようにするために、やむを得ない
- B 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- C 事務負担が増えるので、導入には反対である
- D わからない
- E その他

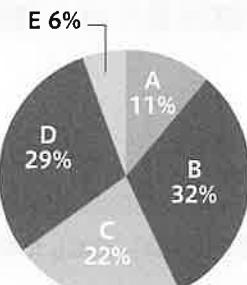


## Q.5 事業承継／事業承継税制

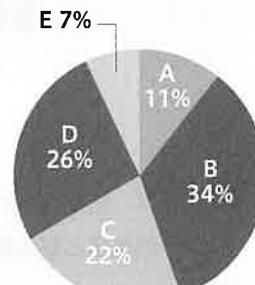
政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- A これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- B 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- C 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
- D 欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- E その他

【全 国】



【沖縄県連】

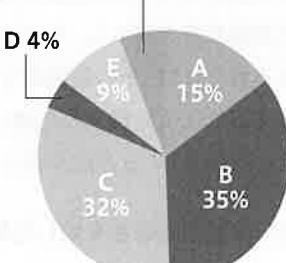


## Q.6 社会保障制度

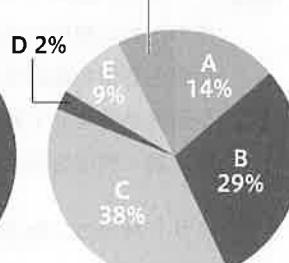
令和4年には団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始めるなど、社会保障給付費の急増が見込まれています。政府は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、少しでも多くの人に「支える側」に回ってもらうことや、能力に応じた負担を求めていいます。社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- A 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- B 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- C 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- D 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
- E わからない
- F その他

F 6%

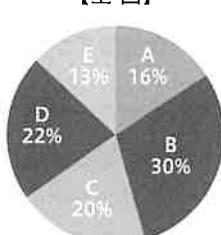


F 7%

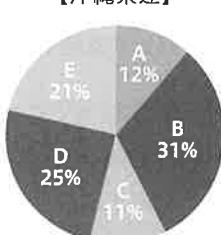


### 1. 主たる業種について

【全 国】

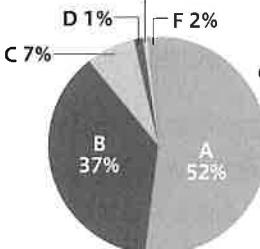


【沖縄県連】

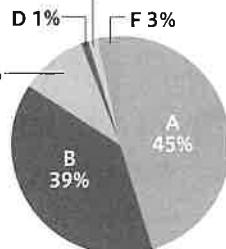


### 2. 資本金について

C 7%

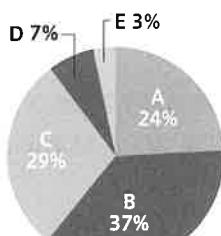


E 1%

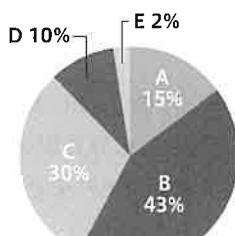


### 3. 従業員数について

D 7%



D 10%



### 4. 前事業年度の申告状況について

A 黒字申告

B 赤字申告

C 回答保留・その他

C 10%



C 11%



## 在宅勤務に係る費用を会社で負担する場合の取り扱い

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井 敏勝



リサ 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として在宅勤務を進めていますが、使用するマスク等の消耗品の購入費用を従業員に支給した場合、給与として課税対象となりますか。



サキ先生 勤務時に使用するマスクや消毒液など、在宅勤務のために通常必要な費用（消耗品等）を精算する方法により支給する一定の金額については、給与として課税する必要はありません。



リサ 在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法とはどのようなものですか。



サキ先生 精算する方法としては、会社が在宅勤務に通常必要な費用として仮払いした後、従業員が業務のために使用する消耗品等を購入し、その領収証等を会社に提出してその購入費用を精算（仮払金額が購入費用を超過する場合には、その超過部分を会社に返還）する方法や、従業員が業務のために使用する消耗品等を立て替え払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を会社に提出してその費用を精算（購入費用を会社から受領）する方法が考えられます。



リサ パソコンなどの事務用品等を支給した場合も、給与として課税する必要はありませんか。



サキ先生 会社が所有する事務用品等（パソコン等）を従業員に貸与する場合は、給与として課税する必要はありませんが、事務用品等を支給した場合（事務用品等の所有権が従業員に移転する場合）は、現物給与として課税する必要があります。この貸与には、例えば、従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を支給という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却する場合も、貸与とみて差し支えありません。



リサ 従業員が負担した通信費について、在宅勤務に要した部分を支給する場合はどうなりますか。



サキ先生 通話料は、通話明細から業務のために使用した金額が確認できるので、その金額を支給する場合は、給与として課税する必要はありません。また、基本使用料やインターネット接続に係る通信料は、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。なお、営業担当など業務のための通話等を頻繁に行う場合の通話料、基本使用料、インターネット接続に係る通信料は、簡便的な算式（従業員が負担した1ヶ月の通信費× その従業員の1ヶ月の在宅勤務日数／該当月の日数×1/2）等により算出したものを支給する場合は、給与として課税しなくて差し支えありません。



リサ 感染が疑われる従業員に対してホテルなどで勤務することを認め、そのホテルの利用料や交通費を従業員に支給した場合はどうなりますか。



サキ先生 職場以外の場所で勤務することを会社が認めている場合、その勤務に係る通常必要なホテルの利用料や交通費について、その費用を精算する方法または会社の旅費規定などに基づいて、従業員に対して支給する一定の金額についても、給与として課税する必要はありません。



リサ なるほど。基本的には新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、業務のために通常必要な費用を負担する場合には給与として課税しなくていいのですね。

# スナップ写真から見る行事報告

研修会 (主催・共催)

《2/10、2/12》

「確定申告・法人決算 相談会」  
竹富島 税理士 四方 健策 氏  
西表島 税理士 前原 博一 氏  
会場：竹富島まちなみ館  
離島振興総合センター  
上原多目的施設



《3/19》  
実務研修会  
「Withコロナ時代」  
の労務管理セミナー  
【講師】社会保険労務士  
名城 志奈 氏  
【会場】石垣市商工会館ホール



《4/7》

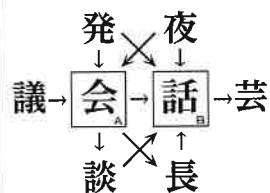
税務研修会「決算法人説明会」  
【講師】税理士 四方 健策 氏  
【会場】石垣市商工会館ホール



## 3/1 小冊子の無料配布

新型コロナウイルスの影響により、予定していた研修会が中止となつた為、会員への支援事業としての「税務・労務・会計経営・不動産・建築・ビジネスマナー等」小冊子の無料配布を行いました。

## パズル・熟語づくり ～ 答え ～



【答え】 A…会、B…話

## 第10回 定時総会開催

第10回定時総会が5月28日南の美ら花ホテルミヤヒラにおいて開催しました。昨年に続き新型コロナウイルス感染症拡大防止と、参加者の健康と安全を第一とする観点より、表彰式や会員交流は実施せず規模を縮小しての開催となりましたが、委任状のご提出など皆様にご協力をいただき、決議事項①令和2年度計算書類承認の件、②役員選任(案)承認の件が過半数を超える正会員141社出席(委任状含む)のもと慎重審議され、全議案が原案通り可決承認されました。その後、令和2年度事業報告及び今年度の事業計画・収支予算が報告され、無事に終了する事ができまして、皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

新役員については下記のとおりです。委員会・部会については、厚生委員長 宮城会長、総務委員長 真栄田副会長、税制委員長 新副会長、事業研修委員長 米盛理事、広報委員長 塩谷理事、組織委員長 宮里理事、青年部会長 宮城智一理事、女性部会長 金澤理事が就任しました。また、監事及び理事を10年務め、今回退任された下地寛正氏と福利厚生制度推進員功労1団体5個人の方々へは、後日感謝状と記念品が贈られます。



監	監	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	副	副	会
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	会	長
玉	高	米	宮	宮	松	黒	金	大	請	上	稻	新	真	城	宮	●
盛	嶺	宮	宮	前	塩	島	澤	松	盛	勢	福	達	栄	賀	城	●
雅	幸	良	城	木	島	安	孝	宏	真	頭	福	賢	義	賀	城	●
通	博	里	智	繁	喬	新	日	昭	実	保	哉	子	次	世	城	●
子	明	日	史	孝	篤	聞	聞	子	保	哉	子	次	世	城	●	

# 第12回 税に関する 絵はがきコンクール



税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生の  
みなさんに知っていたいただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

**テーマ** 税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

**応募資格** 小学6年生(石垣税務署管内)・1人1点。

**応募方法** 小学校へ配布されている専用はがき、または官製はがきに氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。

**応募締切** 令和3年9月30日(木)必着

**応募先** [応募・お問合せ先]

〒907-0013石垣市浜崎町1-1-4(石垣市商工会館1F)

(公社)八重山法人会「第12回税に関する絵はがきコンクール」係

URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yaeyama/>

主催:(公社)八重山法人会/(公財)全国法人会総連合・後援:国税庁/八重山地区租税教育推進協議会

詳細:注意事項につきましては、法人会事務局(Tel82-0420)及びHPでご確認下さい。

## 法人会会員 応援企画 会員紹介 応援掲示板

法人会のネットワークを活用し、沖縄経済を動かし続けよう!

法人会は会員企業を応援します!

新型コロナウイルス感染拡大防止の各種自粛要請にともない、各業界で多大な影響が出ています。

沖縄県法人会連合会では、特に影響を受けている飲食業、観光関連業を中心に、「感染拡大防止に配慮した」企業の販売促進、商品、店舗情報などを掲載した「会員紹介 応援掲示板」を令和2年度よりホームページに掲載し県内6法人会(那覇・北那覇・沖縄中部・沖縄北部・沖縄宮古・八重山)のネットワークを活用して、情報を発信しています。

検索・掲載申込みは、沖縄県法人会連合会のホームページから▶  
<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/okinawaken/>  
【お問合せ先】(公社)八重山法人会 TEL/FAX 0980-82-0420



パソコン・  
スマートフォンから  
アクセス!